



～不動産取引の信頼性と透明性のさらなる向上を目指して～

2015年4月1日「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に

「宅建士スタートアップフォーラム」を開催

フォーラム開催に寄せて

本日、不動産業界関係7団体はじめ関係機関の皆様の御尽力により、「宅建士スタートアップフォーラム」が開催されますことをお慶び申し上げます。

不動産業界のみなさまから長年ご要望いただいていた「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への名称変更が、本年4月1日から実施されました。これに合わせ、宅建士には、公正・誠実な業務遂行、信用失墜行為の禁止、知識・能力の維持向上なども求められることになりました。

このような趣旨を踏まえて、宅建士一人ひとりが高い倫理意識を持ち、不断の研鑽を重ねていかれることを期待します。また、事業者団体においても、信頼性向上や従業者の質向上のため、業界一丸となった取り組みを進めたいだときたいと思います。

不動産業は、不動産の流通や住宅・宅地の供給などを通じて、また、まちづくりの直接の担い手として、国民生活や経済活動に極めて大きな役割を果たしている重要な産業です。さらに、中古住宅の取引が拡大するにつれて、より安心・安全な不動産取引に対する消費者のニーズも高まっています。

こうした中、不動産の流通のプロである宅建士への期待はますます高まっており、その役割を十二分に果たされることを期待しております。

結びに、本日のフォーラムが意義あるものとなることを心より祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

業界一体となって人財、育成を

宅建業法の改正により、今年4月1日から宅地建物取引主任者の名称が宅地建物取引士へと変わりました。これを機に、一般消費者に対する認知度の向上と、宅地建物取引士の果たす役割の重要性・責任の重さを再認識していただくため、業界7団体とオブザーバー2団体で、国土交通省をはじめ各関連企業のご協力のもと、スタートアップフォーラムを開催することとなりました。

昭和30年に宅地建物取引員制度として創設以来、宅地建物取引主任者は安心・安全な不動産取引を行なう上で重要な役割を果たしていました。その間、各法令の度重なる改正により、その業務は年々増大し、責任も一段と重くなっています。

そうしたなか、宅地建物取引士の誕生は、不動産取引のプロとしてふさわしい公正・誠実な業務遂行、信用失墜行為の禁止など、業界にとっての重要な役割が認められたことであり、業界関係者にとっては、長年の願望が叶い、非常に喜ばしいことです。

今回の改正は単なる名称変更にとどまらず、宅地建物取引のプロとしてふさわしい公正・誠実な業務遂行、信用失墜行為の禁止も加わり、今後も不動産業界において「人材」としてのコンプライアンスはもちろんのこと、専門的知識の修得が求められます。今後は安心・安全な不動産取引をさらに推進するため、不動産業界が一歩となつて人財育成を図ることが急務と思われます。

みなさまにとって、最後まで有意義なフォーラムとなるよう、お祈り申し上げます。

（全国宅地建物取引業協会連合会・全国宅地建物取引業保証協会会員）

実行委員会 委員長 伊藤博氏

（全国宅地建物取引業協会連合会・全国宅地建物取引業保証協会会員）

（全国宅地建物取引業協会連合会・全国宅地建物取引